

## 別紙2

### 令和2年度東久留米市新型コロナウイルス対応障害福祉サービス事業従事者応援金 申請の手引き

※一部の文書名を簡略化しています

#### STEP 1 申請兼請求

##### 【必要書類】

- ・支給対象者から「【様式第1号】東久留米市新型コロナウイルス感染症対応障害福祉サービス事業従事者応援金代理受領委任状」の提出を受けてください。

##### ①様式第2号

- ・「法人名」、「役職・代表者名」は実績報告まで同一のものにしてください。  
これらの情報に変更があった場合は、変更の事実がわかる資料を提出してください。
- ・「印」には、必ず代表者印を押印してください。
- ・「申請額（請求額）」は、応援金の支給対象者数×1万円の金額を記載してください。
- ・「金融機関名」配下のセルをクリックすると、銀行、信用金庫、信用組合、農協が選択できます
- ・「支店名」配下のセルをクリックすると、本店、支店、出張所が選択できます
- ・「種目」配下のセルをクリックすると、普通、当座が選択できます
- ・ゆうちょ銀行を振込先に指定する場合、「支店名」欄に3桁の店番を算用数字で記入してください。また、「口座番号」欄に6桁（または7桁）の番号を右詰めで記入してください。
- ・「問い合わせ先」は必ずご記入ください。担当者氏名はフルネームで、電話番号は内線番号があれば併記してください。

##### ②様式第2号・様式第6号 別紙

- ・法人単位でまとめて記載してください。太枠内は、令和2年度東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）交付要綱（令和2年7月17日2福保障地第574号）第7条による慰労金の申請を東京都へ行った際に提出し、東京都から交付の決定を受けた者に係る内容をそのまま記載してください。ただし、東久留米市内の障害福祉サービス施設・事業所等分のみ記載してください。
- ・申請時においては、「支払い実績欄」の記載は不要です。
- ・表中のコメントもご参照ください。

##### ③関係書類

- ・令和2年度東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）交付要綱（令和2年7月17日2福保障地第574号）第5条第2号に規定する慰労金の給付の決定を受けたことが確認できる書類（東京都へ提出した受給職員表の写し、慰労金給付決定通知の写しなど）を添付してください。

#### STEP 2 審査

- ・市において、申請の内容に記入漏れや不備などないか確認します
- ・不備などがあった場合は法人に連絡し、修正・再提出を依頼します。

### STEP 3 交付決定通知送付

- ・市から申請法人に交付決定通知書（様式第4号）を送付します。
- ・「交付決定額」と「交付条件」をご確認ください。

### STEP 4 振込（概算払い）

- ・毎月末日を申請〆切とし、審査・決定後、翌月末日迄に指定された口座に入金します。
- ・支払証明（振込明細等）は適切に保管してください。

### STEP 5 実績報告

- ・支援金執行後は、すみやかに市へ実績報告を提出してください。

#### 【必要書類】

#### ①様式第6号

- ・注意点はSTEP 1と同じです。
- ・「実績額」は、実際に支給対象者へ支払った金額を記載してください。

#### ②様式第2号・様式第6号 別紙

- ・「支払い実績」欄以外は、申請時と同様の内容を記載してください。
- ・「支払い実績」欄は、申請時に記載した支給対象者に対し、当応援金を実際に支払った日時（入金日）と金額を記載してください。

### STEP 6 精算

- ・市において、実績報告の内容に記入漏れや不備などないか確認します。
- ・確定額を算出し、交付額確定通知書（様式第7号）を申請法人に送付します。
- ・交付額が確定額を下回っている場合 →手続きは終了です。

交付額が確定額を上回っている場合 →上回った分について市に返還してください。

- ※交付額確定通知書と一緒に納入通知書を送付しますので、納入通知書に記載された納期限までに市指定の金融機関に納付してください。